



島根県報

平成25年 5月10日 (金)

号外 第 8 8 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第343号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	田儀山中大田線	出雲市多伎町口田儀1815番3地先から同1814番8地先まで	前	メートル 14.90～ 60.40	メートル 290.00	出雲県土整備事務所 道路改良工事	
			後	28.20～ 60.40	290.00		
"	桜江金城線	江津市桜江町八戸181番地先から同191番2地先まで	前 A	9.90～ 37.70	160.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	9.90～ 37.70		160.00
				B	6.40～ 28.80		102.00

島根県告示第344号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 10 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字大森屋田上ノ切368番3地先から同町池田字小坪田395番1地先まで	メートル 148.00	平成25年 5月10日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町犬来センシ436番9地先から同町犬来釜神田554番6地先まで	600.00	平成25年 5月10日	隠岐支庁県土整備局	